

経営革新計画の承認審査基準

経営革新計画の審査基準は、次に掲げる（１）から（５）までのいずれをも満たし、かつ、計画全体の目標が実現可能性を有するものであることとする。

なお、現に営んでいる事業が関係法令に違反し、又は違反するおそれがある特定事業者、国税若しくは地方税又は社会保険料を滞納し、完納する見込みがない特定事業者その他の公的な支援を行うことが適当でない特定事業者が作成した経営革新計画については、適当である旨の承認は、行わない。

- （１）「新たな取組み」を経営革新の内容としていること。
- （２）計画の実行によって、「相当程度の経営の向上」が見込まれること。
- （３）新たな事業活動の「実施方法が適切」なものであること。
- （４）経営革新計画の事業内容が射幸心をそそるおそれがあること又は公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがある業種など、公的な支援を行うことが適当でないと認められる業種でないこと。
- （５）経営革新計画が関係法令に違反しないこと又はそのおそれがないこと。

基準（１）について

「新たな取組み」とは次の要件を満たすものをいう。

- ① 申請者たる事業者にとって新たな事業活動であって、以下のいずれかに該当するものであること。
 - ア 新商品の開発又は生産
 - イ 新役務の開発又は提供
 - ウ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - エ 役務の新たな提供の方式の導入
 - オ 技術に関する研究開発及びその成果の利用
 - カ その他の新たな事業活動
- ② 個々の事業者にとって新たな事業活動であれば、既に他の事業者において採用されている技術、方式等を活用する場合についても、原則として承認対象とする。

ただし、業種毎に同業の中小企業等（地域性の高いものについては、同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術、方式等の導入については、対象外とする。

基準（２）について

「相当程度の経営の向上」とは、経営革新計画の経営目標として、以下の二つの指標のいずれも満たすものとする。

グループによる申請の場合は、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでもよい。

- ① 付加価値額の向上
 - ア 企業全体の付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
 - イ 一人当たりの付加価値額 = 企業全体の付加価値額 / 従業員数ア、イのいずれかについて、事業期間が５年間の計画の場合、計画期間が終了するまでの目標伸び率が１５％以上のものであること。事業期間が３年間の場合は９％以上、４年間の場合は１２％以上の目標であること。

なお、計画期間が終了した時点での付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額の値が正であること。
- ② 給与支給総額の向上

給与支給総額について、事業期間が５年間の計画の場合、計画期間が終了するまでの目標伸び率が７．５％以上のものであること。事業期間が３年間の場合は４．５％以上、４年間の場合は６％以上の目標であること。

注) 給与支給総額の算出については、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含まないものとする。

基準（3）について

「実施方法が適切」とは

- ① 経営革新計画を共同で申請する場合（特定事業者（中小企業等経営強化法第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）が直接又は間接の構成員の行う経営革新計画を申請する場合を含む。）にあつては、共同で申請する者全員が経営革新計画において、実施主体として経営革新に関する事業に参加しており、かつ、その実施体制が、適切かつ有効に機能するものであること。
- ② 経営革新計画の実施項目が具体的かつ実現が見込まれるものであり、経営革新に関する事業を確実に遂行するに当たり、適切かつ有効なものであること。
また、実施計画における各実施項目の評価基準、評価頻度及び実施時期が具体的かつ実現が見込まれるものであり、当該事業を確実に遂行するに当たり、適切かつ有効なものであること。
- ③ 経営革新計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法を含む経営計画並びに資金計画が、実現を見込めるものであり、経営革新に関する事業を確実に遂行するに当たり、適切かつ有効なものであること。
- ④ 経営革新計画の設備投資計画は、導入するそれぞれの設備が経営革新に関する事業を行うために十分なもので、かつ、適正な価格となっているなど当該事業を確実に遂行するに当たり、適切かつ有効なものであること。
- ⑤ 特定事業者（中小企業等経営強化法第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）が、経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準が不公正なものではなく、かつ、必要な費用に対して過大な負担金又は経費を徴収するものではない等適切かつ有効なものであること。
- ⑥ 特定事業者（中小企業等経営強化法第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）が経営革新に関する事業を実施する場合には、特定事業者（中小企業等経営強化法第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）の運営が公正かつ適正に行われているとともに、当該事業が特定事業者（中小企業等経営強化法第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）の事業の範囲に含まれていること。

（令和3年10月1日改正）